盛岡市『出産・子育て応援給付金』のご案内

妊娠・出産・子育てにかかる経済的支援を図るため、「出産・子育て応援給付金」を支給します。
給付金の支給を受けるためには、**申請が必要**です。

1　給付金の対象者及び支給額

（1）**出産応援給付金**（妊娠時　5万円）

令和４年４月以降に妊娠届を提出した**妊婦**（令和５年２月以降に妊娠届出された方は、妊娠届出時の面談を受けた妊婦）

（妊娠届の提出が令和４年３月以前であっても、令和４年４月以降に出産した産婦の方は対象者に含まれます。
また、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付金を受け取れます。）

（2）**子育て応援給付金**（出産後　5万円　※多胎出産の場合は５万円×生まれた子の数）

令和４年４月以降に出生した**子の養育者**（令和５年２月以降に出産した方は、家庭訪問時の面談を受けた方）

（出生後に児童が亡くなられた場合でも、給付金を受け取れます。）

2　手続き方法

妊娠届の提出日や出産日に応じて、次の表に記載する方法により申請をお願いします。

<table>
<tr><th>妊娠届提出日</th><th>出産日
（子の生年月日）</th><th>出産応援給付金
（妊娠後の５万円）</th><th>子育て応援給付金
（出産後の５万円）</th></tr>
<tr><td></td><td>令和４年４月～
令和５年１月</td><td colspan="2">令和５年２月中を目途に申請書類を郵送しますので、必要書類とともに、同封する返信用封筒に入れ、郵送で申請してください。
※原則、一括で 10 万円を給付します。</td></tr>
<tr><td>令和４年４月～
令和５年１月</td><td rowspan="2">令和５年２月以降</td><td>令和５年２月中を目途に申請書類を郵送しますので、必要書類とともに、同封する返信用封筒に入れ、郵送で申請してください。</td><td rowspan="2">出産からおおむね３か月後頃までに、保健師または助産師等がご自宅を訪問し面談します。その際に申請書類と返信用封筒をお渡ししますので、郵送で申請してください。</td></tr>
<tr><td>令和５年２月以降</td><td>妊娠届出時に**妊婦ご本人**と面談(※)をし、申請をご案内します。</td></tr>
</table>

※事情により妊婦ご本人が妊娠届出に来られない場合は、後日面談が可能です。ご相談ください。

3　給付金の給付方法

申請時に指定された口座に振り込みます。

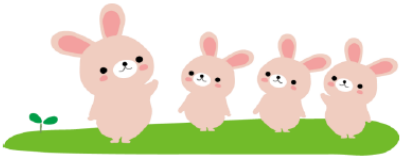

問い合わせ先

出産・子育て応援給付金について

盛岡市　母子健康課
平日　9時～17 時
【電話】
〇申請・支給について 019-603-8308
〇訪問・面談について 019-603-8303

妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなど

ママの安心テレホン
平日　9時～16 時
電話：019-654-0851

詳細は市のホームページでもご確認いただけます。

よくあるご質問

Q ① 対象者の所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q ② 申請後、どのくらいの期間で給付金は振り込まれますか。

A 申請を受理してから、おおむね１～２か月後に指定口座に振り込みます。ただし、申請書の記載や添付書類に不備があった場合等は除きます。市から振り込みのお知らせは送付しないので、申請書類を提出してから２か月以上経過しても振込されない場合には、お問い合わせください。

Q ③「子育て応援給付金」は、保健師または助産師等が自宅を訪問し面談後に申請できるようですが、訪問日程などはどのように決まりますか。

A 産後２～３か月後頃までに市から電話させていただき、訪問日程を決めさせていただきます。ただし、何らかのご事情がある場合は、ご連絡ください。

Q ④ 里帰り出産のため、盛岡市で保健師または助産師等の訪問を受けることができません。

A 里帰り先で同様の訪問を受けることができます。里帰り先の市区町村に依頼しますので、ご相談ください。この場合、申請書は郵送させていただきます。

Q ⑤ 盛岡市に転入してきました。以前住んでいた自治体で「出産・子育て応援ギフト（電子クーポン）」を受け取りましたが、盛岡市で実施している「出産・子育て応援給付金（現金）」を受け取ることはできますか。

A 今回の制度は全国一律の制度となっており、同一の理由により複数の市区町村から二重に受け取ることはできません。ただし、「出産応援給付金」のみ転入前の自治体で給付を受けていて「子育て応援給付金」の給付を受けていない場合で支給要件を満たした場合は、盛岡市で「子育て応援給付金」を受け取ることができます。
盛岡市では現金の給付を行いますが、電子クーポンや地域商品券等による給付を実施する市区町村もありますのでご注意ください。

Q ⑥ 妊娠届出後に盛岡市から他市区町村に転出した場合、「出産応援給付金」はどうなりますか。

A 妊娠届出時の住所地（盛岡市）ではなく、申請日時点の住所地（転出先の市区町村）で「出産応援給付金」を受け取れます。令和５年２月以降に盛岡市で妊娠届出時の面談を受けた後に転出した場合は、申請者の希望に応じて、盛岡市か転出先の市区町村のいずれかで受け取ることができます（転出先で受け取る場合は、転出先の市区町村で改めて面談を受ける必要があります。）。

Q ⑦ 出生届出後に盛岡市から他市区町村に転出した場合、「子育て応援給付金」はどうなりますか。

A 出生届出時の住所地（盛岡市）ではなく、申請日時点の住所地（転出先の市区町村）で「子育て応援給付金」を受け取れます。令和５年２月以降に盛岡市で出生届出後の面談を受けた後に転出した場合は、申請者の希望に応じて、盛岡市か転出先の市区町村のいずれかで受け取ることができます（転出先で受け取る場合は、転出先の市区町村で改めて面談を受ける必要があります。）。

※当該事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施しています。